

令和2年7月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年7月28日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年7月28日(火) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 萱野 健治
中央公民館長 深本 恵里 教育相談センター長 林 民和
青少年センター長 南出 明 教育総務課長補佐 浦 貴則
学校教育課指導係長 川原 一真 教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 GIGA スクール構想の実現に向けた計画について

報告第3号 橋本市社会教育関係団体の認定について

報告第4号 令和2年度橋本市青少年補導員の委嘱及び任命について

報告第5号 令和2年度中3時点で年間30日以上欠席生徒の進学先での生活状況について

5 付 議 事 項

6 そ の 他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時00分

教育長 それでは、全員お揃いですので、令和2年7月 第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

 まず最初に、前回の会議録の承認について、中尾委員よろしくお願ひします。

中尾委員 はい。正確に記載されておりましたことをご報告させていただきます。

教育長 ありがとうございます。

 続きまして、今回の会議録の署名委員の指名について、吉田委員よろしくお願ひします。

吉田委員 わかりました。

教育長 それでは、報告事項に入らせていただきます。

教育長 報告第1号 教育状況について、私のほうから報告させていただきます。

 まず、本年度は、新型コロナウイルスにより、4月13日（月）から5月31日（日）まで臨時休業となり、そのため、夏季休業を8月8日（土）から8月16日（日）に短縮しました。夏季休業が9日間ということで、子どもたちもそうですが、教職員にもゆっくり休みがとれるよう、この間は学校閉校としています。

 現状、新型コロナウイルス感染防止と熱中症対策に取り組みながらの授業となっています。授業については、学習面の遅れを取り戻すために無理をして進むのではなく、子ども一人ひとりに寄り添いながら、教職員が余裕を持って教育実践に取り組んでほしい旨を校長会でも繰り返しお話をさせていただいているところです。

 この長い休業の中、言い換えれば長い家庭生活の中で「主体的に学習に取り組む態度」の重要性について再認識し、学習指導要領で言う「学びに向かう力、人間性の涵養」が教育活動の土台であり、目標でもあることを考えさせられました。また、その土台にはやはり家庭環境というものがあると、そのように思います。

 運動会・体育祭については、校長会の代表と協議して、本年度は競技種目を見直し、小学校は午前中に、中学校は午後2時までに終了することを決定しました。また、観客についても縮小し、ご家族2名まで（兄弟姉妹は除く）としました。

 修学旅行については、大部分の小学校は紀南方面に変更し、中学校については、現状、東京方面から変更して行くことが決定しています。

 また、伊都地方の中体連についても、伊都地方の教育長会、校長会、中体連で協議し、県大会は実施しない中ですが、いろいろな事に配慮して、8月8日（土）から10日（月）の間に行くこと、吹奏楽部についても8月29日（土）に発表会を行うことを決定しています。ただし、新型コロナウイルスの感染状況によってはこれらの行事の延期ないし中止することとなっています。

 また、例年ですと行われる予定の学童水泳大会や各地区公民館主催の盆踊り大

会、子ども冒険村等さまざまな行事が中止となりました。この状況から判断すると、仕方のないことと考えます。

次に、中学校の教科書採択に際しまして、米田委員には選定委員会会長をお引き受けいただきありがとうございました。特に本年度は、学習指導要領改訂に伴う中学校の教科書採択変えということで、16種目（教科）で69の教科書から選定いただきました。選定結果の公表は、9月に入ってからとなります。

最後に、橋本ロータリークラブ様から65周年を記念して、各中学校に35万円の寄付をいただきました。各校では、早速必要としていた備品を購入させていただいています。感謝申し上げます。

以上、教育状況の報告とさせていただきます。

教育長 報告が終わりました。ご質問ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

米田委員 先ほど始まる前に少しお話をさせていただきました。修学旅行は、小学校はすべて旅行先は県内ということですが。中学校は、中学校単位で決められるということでしたが、先だって市長さんとお話をさせていただいたときに、南の方は北へ、北の方は南へとか、そのようないろいろな話も出ております。また、高野山麓ツーリズムビューローも、あっちこっち県のほうにも出向いていろいろとやっておりますので。まずは“隗より始めよ”ではございませんが、自分ところのDMOがそのような形で活動をしている中、ちょっとそれに反したことをしているとすると、“お前ところは何をしてるねん”ということにもなり兼ねないかなと思いますので。また私もそうですが、和歌山に住んでいながら那智の滝を見たのは、つい最近でございます。東京の浅草よりも那智の滝をまず知っておくほうが良いのかなというようなこともございますので。知事さんも、そのような考え方を持っておられるのかなという気もしますが。ということで、和歌山県にお金を回していただけたらというふうに考えているところです。以上です。

教育長 答弁はよろしいですか。

米田委員 中学校の修学旅行の行き先の決定については、どのような経緯で決まっていくのかだけ、ちょっと教えていただければと思います。

学校教育課長 最終は、校長の判断によるものになります。

まだ、今現段階では、東京方面から別の方面に変更しているという状況で、最終和歌山という部分は、今の時点では、まだそちらの方に変更している状況ではないです。ただし状況によっては、まだどうなるか分からないというのが残されている状況です。今の状況では、そんなところです。

教育長 とりあえず、昨日も中学校校長会で、中学校の校長先生方に集まっていたいて協議をしまして、また8月にも協議をして、今後の動向を見ながら一緒に決めていくということになっています。ただ、学校教育課長がお話をさせていただいたよ

うに、決定する主体はやはり学校にあるということで、これはご理解いただきたい
と思います。今後、また協議をしていきたいと思いますので、ご理解ください。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、報告第1号はこれで終わらせていただきます。

教育長 続いて、報告第2号 GIGA スクール構想の実現に向けた計画についての報告をお
願います。

教育総務課企画総務係長 説明させていただきます。

GIGA スクール構想の実現に向けた計画について報告させていただきます。

本計画は、国が進めている GIGA スクール構想において策定することが求められ
ているものになります。本来であれば、教育委員会で議決をいただくものでありま
すが、国の補助金交付申請時に提出することが求められており、補助金の内示から
交付申請までに期間がなく、橋本市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条
により、専決処理を行っております。そのため、7月の定例会においては、その内
容を報告させていただきます。

別紙配付させていただきました「GIGA スクール構想の実現に向けた計画」をご
覧ください。本計画は、四つの計画とそれら計画の取り扱い等について記載した事
項からなります。この後各計画についてご説明をさせていただくところですが、一
つ目の「ICT 活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画」については、
学校教育課で計画されたものになるため、私の説明の後、担当者よりご説明させ
ていただきます。まずは、私のほうから三つの計画とこれら計画の取り扱い等につ
いて説明させていただきます。

二つ目の計画「通信ネットワーク環境整備計画」について説明します。本計画
は、市内小中学校において、児童生徒一人ひとりが快適に GIGA スクール用端末を
使用できるように、専用のネットワークを構築することを定めたものになります。
ネットワーク整備は、全普通教室、特別支援学級及び一部特別教室に無線 Wi-Fi の
設備を設置し、通信容量も十分に確保するものになり、国庫補助金を活用して実施
するものになります。また、学校からインターネットへ出るための回線についても
新規で敷設することとしています。

三つ目の計画「学習者用コンピュータ配備計画」について説明します。本計画
は、学習者用コンピュータの1人1台整備を達成するために、タブレット等端末の
配備について記載したものになります。タブレット等端末の購入には、国庫補助金
を活用して実施します。具体的には、小学校1年生には、昨年の夏にパソコン教室
に導入したタブレット端末を GIGA スクール用端末に再セットアップして配備し、
小学校2年生以上においては、県の共同調達で購入する端末を配備します。また、
教員においても同じ端末であるほうがトラブル等あった場合、対応しやすいと考
え、児童生徒分に加えて、教員用も購入し配備します。

四つ目の計画「広域・大規模での共同調達実施計画」について説明します。本計

画は、三つ目の計画で配備する児童生徒用端末を県で共同調達することとなったため定めたものになります。県で実施する共同調達は、県下を四つのブロックに分け、各々で仕様を定め実施することとなりました。本市は、伊都・那賀ブロックになりますが、岩出市、紀の川市、高野町が共同調達を行わないと判断されたため、かつらぎ町、九度山町との3市町で共同調達を行うこととなりました。具体的なスケジュールは計画に記したとおりであり、8月12日に入札が実施される予定です。また、端末の調達以外に、端末の初期設定等の役務も別途入札する方針であり、そちらについては、10月上旬に県で入札が実施される予定となっています。

最後に「各計画の取り扱い等に関する事項」を記載してあります。本日説明させていただいた本計画は、今後市のホームページで公表する予定となっております。

私からの説明は以上となります。

学校教育課指導係長

それでは、今の資料の2ページ目をご覧ください。

私のほうからは、「ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画」ということで、主に、実際学校教育の現場でどのような活用を目指していくのか、また、それに向けてどのようなフォローをしていくのかということについてのご説明をさせていただきます。

まず一つ目の項目といたしまして、“各年度におけるICTの活用目標”ということで挙げさせていただいております。今現在ですが、各学校・学級におきまして、1日平均1時間未満程度の活用状況であろうというふうに推測されております。先ほども説明がありましたように、今回の内示から提出まで非常に時間がなかったものですので、詳しい調査というのは行われておりませんが、これまでの状況等を勘案しながら、おそらくこの程度かなということ推定しております。毎時間、1日必ずどのクラスでも使っているかということ、今はそういう状況ではありませんということです。ところが、今年度中に整備がされるということで、2021年度以降、少なくとも各学級において1日最低1時間は利活用を進めていきたい、また、2022年度につきましては、1日2時間は最低でも使っていきたいというふうに計画しております。回数的に見ますと、少ないかなというふうに思われるかも知れませんが、パソコンやタブレットを使うことが目的ではございませんので、今まで行っている教育活動をより良いものにするために補助的に使っていくというふうな意味合いから、これらの数字設定をいたしております。

二つ目の項目ですが、“臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援”ということで、これにつきましても、現在、4月・5月の休業中に、特に中学生に行ったようなものをベースに書かせていただいております。今度整備させるパソコンにつきましては、マイクロソフトのオフィスの製品が入ることを予定しております。その中で、Teamsというのですが、オンラインの会議システムやスカイプという通信するためのIP電話のようなソフトも入ってきますので、そういったものを使いながら、子どもとの面談等を実施できたらというふうに考えております。あと、授業支援等につきましては、前回の定例会でもご報告させていただきましたが、外部の授業配信のサービスをまず活用できたらなどというふうに思っております。オンラインで先生方の授業をとということもあるのです

が、それにつきましては、やはり先生方のリソースが不足するというのがかなりございます。ですので、今回のような方法をとっていきたいと考えております。

“指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応”ということで、これは以前総合教育会議でも、ICTの支援員等の配置をお願いしたいということでご意見をいただいております。今現在、2020年度につきましては1名も入っておりませんが、今後につきましては、各校2週間に1回ぐらいの割合で派遣できるような配置をしたいというふうに考えております。これにつきましても、人員の確保というのはかなり難しいというふうなことを、各業者のほうからも聞いております。国の補助金等も活用して、今年度中に、一定ICTの支援員を配置していきたいといういろいろな業者とも話をするのですが、なかなか人を確保することが難しいですということで、実現には至っていないところです。

最後になりますが、“達成状況を踏まえたフォローアップ”ということで、以上3つの項目につきましては、今後進めていくわけですが、未達成の学校につきましては、こちらからも研修を実施したりしながら、利活用をすすめていけたらと考えております。以上です。

教育長 報告が終わりました。何かご質問、またご意見等はございませんか。

吉田委員 ちょっと、単に表現だけのことなのですが。
2019年の状況ということで、1学級あたり平均1日1回未満というのは、1週間にしたらどれくらいになるのですか。

学校教育課指導係長 1週間は、掛ける5倍していただけたらと思います。

吉田委員 要するに、1週間であっても表現としては5日未満という表現になるということですか。

学校教育課指導係長 そうです。

吉田委員 というのは、1日1回未満というより、例えば1週間だったら1日1回未満が1週間だったら3日とか、そういう表現で表されるのではないかなということでの話なのです。そんな必要はないのですか。

学校教育課指導係長 国のほうから例示されているような表現がございまして、今回それに倣って、そういうふうにさせていただいております。平均ということでございますので、このような表現にさせていただいております。

教育長 具体的には、現状でいうと、どれくらいの活用になりますか。ちょっと分かりづらいと思いますが、おおよそで。

学校教育課指導係長 おおよそですが、先生方によって差があるというのも正直なところです。ある学

級ではどんどん教材提示等に、1日1時間2時間というふうに使っておられる先生もおりますし、それがまだ十分でないというふうな先生もおられます。それらの状況も学校が把握しておりますので、そのような状況からこのような数字ということと推定して入れさせていただいたというところではあります。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 はい。ちょっと分かりにくいですが。

教育長 国の表現方法を活用した、利用したということでご理解いただけたらと思います。

教育長 他にございませんか。

田中委員 ちょっと、質問させてください。

今現在、学校に通えているので、臨時休校や分散登校期間中における ICT かつオンラインから、中学3年生がちょっと見てできるようになったと思うのですが、もし今後コロナが広がった場合、自宅で勉強をするときに活用できるであろうということだと思っております。プリントをいただいて、いざ活用しようと思ったら、なかなか分からないご家庭が多かったように思うのです。今回にしても、機械が苦手な方が身近に結構いたので、いざ使うときに、子どもたちが使えるか。おうちでそういうふうになったときに使えるような指導もぜひ併せてしていただけたら有難いと思うのですが。

学校教育課指導係長 平素からシステムを使っていくということ、あと、利用時に学校から丁寧なサポートをするということ、これは必要だと思っております。今回入れたときに、学校には保護者からの質問やご相談もあるであろうということですので、それについてはこまめにご対応いただきたいというふうなことで、お願いはしているところです。

また、今回は GIGA の話になりますが、本市においては、休業中の学習保障ということで、今現在も一律中学1・2・3年生については、同じようなシステムのサービスを提供し続けているところです。ですので、今後本当に学校が閉まってしまったときにでも、同じような体制で授業が続けられるように、平素から準備をするように、そしてまた、課題を今からでも配信して活用していただきたいということで、各学校にはお願いしているところです。

私のほうから逐一確認をしているのですが、多い学級では今までも何百というふうな課題を先生方が出して、生徒が回答するというふうな状況が見て取れますので、また、十分でないような学校にはこちらから指導させていただいて、いつ何時学校が止まっても子どもたちの学びを止めることがないように準備を進めていきたいと考えております。

田中委員 はい。ありがとうございました。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 ちょっとよくわからないので、確認というか、お聞きしたいのですが。
いわゆるソフトでウェブ会議システムとしてここに挙がっているティームズとスカイプがありますよね。それぞれの使い分けというのか、オンライン学習での使い分けというのは、どういうふうに使分けられるのですか。

学校教育課指導係長 ティームズにつきましては、ここにも書いてありますように、ウェブの会議システムになります。ですので、複数での利用がメインになるシステムです。スカイプにつきましては、無償で利用できるものにつきましては、1対1になりますので、例えば学校の先生と特定の子どもがやり取りするというふうな場面での利活用を想定しています。以上です。

吉田委員 結局、対面での会議のシステムで、1対1と1対多数での使い分けということの理解でよろしいですか。

学校教育課指導係長 はい、そうです。

吉田委員 スカイプは無料の電話のソフトという形で、例えば海外でも無料で結構使えると思うのですが、そういう形で考えているわけでもないのですか。

学校教育課指導係長 平時の利活用としては、ティームズもスカイプもそうですし、よその学校、また他の国等との通信をすることも可能です。ですので、状況によれば、そういった場面での活用も考えております。ただ、この計画につきましては、臨時休業中のということが項目で挙げられておりましたので、その場合につきましては、個別面談や個別の指導ということで調査させていただいて、記入したところです。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 先ほどおっしゃられたように、支援員がとても難しいということですが、それが一番大事だと思うのです。また、学校の先生もお忙しいし、でも、苦手な先生やできない先生もやはりサポートして取り組んでいけるようにしていかなければならないと思います。そのためにも、支援員の方も本当に大切だと思うのです。そこで、市役所の業者のほうも多分難しいということですので、これはこれからの教育のことなので、教育委員会だけではなくて、子どもたちのことを考えるとしたらみんな考えないといけないと思うので、市役所全体で考えていくということを考えて、例えばセキュリティとかそういうことでも、教育委員会でもそういうことでとても忙しくなるし、大変だと思うのです。そういう意味では、各課の横の連携、例えば危機管理室とか、そういう職員の方とかも一緒になって子どもたちの教育をこの危機の中でやっていくという、そういう考えはいかがでしょうか。

教育部長

中尾委員さんのご意見は、緊急時とかにすれば非常にいいご意見だと思います。ただ現実的に、緊急時であれば、教育委員会だけが緊急時ではなく、他の部局も色んな対応に迫られている場合があります。また平時においても、やはりなかなか通常この勤務時間帯に他の部局の職員さんが学校に入って、何らかの支援をしていただくというのは、極めて難しい現状ではあるのかなというふうに感じます。ですので、非常にいい提案だと思っているのですが、平時においても緊急時においても、我々横の繋がりを持っていなければいけないのですが、それなりに職務が定められていますので、上司が部下に対して「いざ、学校へ行きなさい。お手伝いをしてきなさい。」という指示ができる状況というのは、現状では難しいのかなと思います。ただすごくいい意見なので、我々としたら、そういうふうな形で民間スタッフもダメ、なかなか誰もなり手がいない、では職員さんにお手伝いしていただきたいという気持ちは十分あるのですが、現状なかなかそこに至るのは、色んなハードルを超えるべきことがいろいろあるのかなというふうに感じます。

中尾委員

危機に陥った、そういう時ではなくて、普段の勤務の中でそういうことも取り入れていけるような、そういう横のつながりができていたらいいのではないかなと思います。それは無理ということをお初めから言わないで、そういう方法がないかどうか探っていただくということも考えていってほしいのです。それでできなかったら、せっかく端末を揃えてもそこで止まってしまう可能性もありますよね。学校は最先端のことをしているとと言われるところで、子どもたちはやはり意欲も湧いてくると思うので、そこで無理と言わないで、何か方法がないかちょっと考えていただきたいなと思います。意見です。

学校教育課長

ありがとうございます。

学校でも、年配だから若い人だからというわけではないのですが、今、若い先生がどんどんここ数年入ってきている状況です。中にすごく ICT に長けた教員も多くおまして、そういう人材がおりますので、そのあたり学校の中で、上手く組織的なマネジメントを学校長がして、上手く学校の中で回せるというか、組織的に ICT に取り組んでいけるような、そういう体制というのをうちはやっていかないといけないのかなと思っています。もちろん、外部の支援員みたいなのが来ていただけたらもちろん有難いのですが、やはり中でのそういう人材というのをきちんとうちが発掘して、そういうのを上手く活用、活用という言い方は正しくないと思うのですが、そういうのでできるだけ学校は学校で取り組んでいけたらなというふうに考えております。

中尾委員

ちょっとすみません。ちょっと誤解をされたら困るのですが。

本当に先生方はよくやってくださって、よく知っている人もいらっしゃると思うのですが、先生方は他にも大変お忙しいので、それをフォローする意味で、そのフォローを他の人たちで、例えばセキュリティの問題であるとか、メンテナンスの問題であるとか、そういうことをしてもらえたらと思うのです。学校に入っていくという意味ではなくて、そういうところを持っていただけないかなというふうに私は

考えております。

教育長 学校教育課指導係長。ICT 支援員についての構想で、市役所の連携ということも大事ですが、外部人材でいえば、今のところどういう感じですか。

学校教育課指導係長 そこに挙げさせていただいていますように、今回、今のところ抱いている構想といたしましては、各学校を2週間に1回程度訪問させていただいて、先生方に授業支援であるとか、また研修会等の実施をしていきたい。このように考えております。また併せまして、先ほどの話にもありましたが、研修等もして、各学校の中核になるような教員を育てていくということも理想になっていますので、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

教育長 人材の確保というのは、可能性はどうですか。

学校教育課指導係長 今のところ話をしている業者とであれば、2名程度であれば可能かなという話はいただいています。

教育長 ということは、外部人材を基本にしながら、また、中尾委員が言われたように市役所の連携というのもできる限り進めていく必要があるのかなと思います。ただ、教育委員会で今報告をさせていただいた2名というのは、相当 ICT に関する力量のある方です。ただ、その2名も他の仕事もたくさんありまして、なかなか学校へ出ていくというのが難しいのですが、この2名の部分でいうと、市役所でもかなり力がありますので、また連携しながらやっていきたいと思っていますので、ご理解いただけたらと思います。

田中委員 中尾委員さんのお話を聞かせていただいて、出ていくのは無理だけど、何か困ったときに聞かせてもらえるように、気軽に分かる人に、市の職員さんであっても聞けるという位置づけとかを作ってもらえたら、再々聞かなくても困ったときにここに聞けばというところがあれば有難いのではないかなと思うのですが、それも難しいのでしょうか。

学校教育課指導係長 電話での対応というのも、当然考えております。また、私も現場におりましたが、一番助かるのは、困ったときに声をかければすぐに見てくれるような人材が一番必要のかなと思います。各校に毎日入っているというのがベストな状況ではあると思うのですが、それは非常に難しい状況でございますので、それをカバーする意味でも、また今後引き続き同じような状況が続くわけでありまして、単年度ではなく、継続しながらそういう対策をしていくという意味合いにつきましても、核になる先生方を育てていく。実際先行的にやられている自治体なんかでも、「各学校リーダーのような先生方をとにかくうちでは力を入れて養成しました。」というような先行事例のお話を聞かせていただいたというのもございますので、そういったものも参考にしながら、痒い時にすぐに手が届くような、そんな体制作りという

のにしてきたいなというふうに考えております。

米田委員

急にということはないのですが、助走が短く決まってきたので、現場の方もかなり混乱されていると思いますが。それによって最終的に生徒や児童が、先生あるいは学校、あるいは地域によって、その学力が左右されてしまったのでは、それは一番かわいそうなので。その ICT 支援員は、先ほど国の助成金があると言いましたが、ほとんど自治体が持ち出しになりますよね。立ち上げの時期というのは一番不安な時期だと思うので、その3つの町村が共同で買うところを、2人ずつでもいるのであれば、例えばこの1週間は合計の人数全員が橋本に来てくださいと。次の1週間は、他の市町村へ行きますよという形で、集中的にやっていくほうが良いと思います。最初は。あと、ある程度慣れて、学年が替わったときには、2人ずつ分けなくてもそれは致し方ないと思うのですが。最初は、そういう形で厚みを持たせた方がよいと思います。そんな気がいたします。そうしないと、働き方改革のためにやっているといいながら、これ逆行していますよね。現場の先生方にとってみては。そんなこともあるので、予算の問題もあるのですが、厚く太くする期間を設けていただいたほうが良いのではないかなという気がいたします。

学校教育課指導係長

おっしゃるとおりで、どういう形にするかにつきましては、手厚いサポートが必要であるというふうに考えております。ですので、本年度中にもう少し詳しく学校へ人員を入れて、1・2・3月あたりでしっかり研修を積み重ねながら、また先行的な事例等も先生方にご紹介しながら進めていきたいというふうに考えていたのですが、実際にいろんな業者と話をする中で、「その期間は無理です。」「人員を確保するのが困難です。」というようなことで、もう10社くらいから既に断られているというような状況もございますので、そういう実際学校を訪問しての手厚いところが無理であれば、また別の形でできないかなということで、いろいろな代替案を考えながら進めるところでございます。

教育長

ということで、ご理解いただけたらと思います。

教育長

他にございませんか。

中尾委員

ちょっと直接関係ないのですが。

“橋本市子どもスマホ宣言”がありますよね。あれは7年前ですか。それはそのまま項目をここにもっていかないとかいろいろあるのですが、その見直しなんかは考えておられないのですか。こんなにいろいろ大変進んできた中で、それはそのまま、“橋本市子どもスマホ宣言”の見直しはされないのですか。

学校教育課長

文部科学省のほうも、スマホの学校への持ち込み容認云々という話が出てきておりますが、今の時点では、まだまだ橋本市においては、スマホを要因としたいじめであったり、生徒指導上の問題というのがやはりありますので、まだ現状はそのまま“スマホ宣言”ということできたいと思っておりますが、ただ文部科学省のほう

で、ああいう容認のほうの動きもありますので、検討といいますか、そろそろ“スマホ宣言”自体の中身といいますか、そのようなものは少し考えていかないといけないのかなというふうには思います。

中尾委員 “スマホ宣言”はいいと思うのですが、その中身がちょっと、もう7年も経っていたらやはり変わってきていると思いますので、ちょっと中身の見直しをしたほうがいいのかなと思ったりしました。

教育長 スマホとタブレットといいますか、学習用タブレット等が混在してきましたので、またちょっと一回考えていきたいと思います。

教育長 他にございませんか。

米田委員 導入についてはわかったのですが、その後、更新時とか、稀に持って帰ったりしている間に破損したりだとか、管理メンテナンスとか、今度買い替えないといけないときとか、そんな場合のお金はどうなるのですか。

教育総務課企画総務係長 まず更新の時のお金ですが、今回のパソコンの導入に関しては、国のほうの補助金が充てられています。現時点で、5年ぐらい先の更新の時の補助金については、国のほうは何も示してはいません。そのため、その前に、全部市費でやる必要があるのかどうかについては、今後国の状況によって変わってくると思います。

米田委員 とりあえず見切り発車ということですか。

教育総務課企画総務係長 そうですね。国のほうは、更新時の補助金については今のところ何も伝えてはきていません。保証に関しては、自治体で対応という形になります。今、県のほうで共同調達をしている際に、自然故障といまして普通に使っていて電源が入らなくなったとか、そういった故障については3年間メーカー保守が付く形で、県のほうが共同調達を進めてくれています。ただ、落下とか人為的な問題で壊れた場合につきましては、その保証が充てられませんので、交換や修理に費用がかかります。こちらについては、市のほうで見ていきたいという形で、現在政策部局と協議しているところになります。

米田委員 最悪のシミュレーションをした場合、5年後、いくらぐらいかかるのですか。

教育総務課企画総務係長 今回の事業費が、端末の整備のところ約2億円になります。今回、1台が45,000円という形で国が基準を示しておりまして、それに必要台数を掛けて算出した形になります。次回の更新時に、同じぐらいの金額でタブレットを入れられるという想定であれば、生徒は若干減りますので、今回よりは総事業としてはかかる見込みではありますが、補助金等が入ってこないとなりますと、市の持ち出しという意味ではかなりの金額になると思います。2億円程度になる見込みです。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、報告第2号をこれで終わらせていただきます。

教育長 続きまして、報告第3号 橋本市社会教育関係団体の認定についての報告をお願いします。

生涯学習課長 報告第3号 橋本市社会教育関係団体の認定について報告させていただきます。
お手元に、申請団体の一覧ということで、“文化の部”、“スポーツの部”というのを配らせていただいております。

まず、社会教育関係団体というのは、ご存じのとおり、市内において社会教育及び生涯学習に関する事業及び活動を目的とする、かつ、これから活動を始めようとする人に門戸を広げ、地域の人たちとのつながりを大切にしながら活動を行う団体というのを認定するものとなります。認定につきましては、橋本市社会教育関係団体認定規則に基づいて行っております。

まず“文化の部”ですが、6月23日開催の橋本市社会教育委員会会議におきまして、審議を行っていただきました。詳細については一覧表のとおりですが、認定団体数は119団体、うち新規申請団体は3団体となっております。新規団体につきましては、最後のところから3つの団体となっております。去年は130団体ということでしたので、差し引き11団体は減っているということになります。

続いて、“スポーツの部”ですが、これも6月22日開催の橋本市スポーツ推進審議会におきまして審議をいただき、認定をさせていただきました。その一覧表を配付しておりますが、今年度は38団体、昨年度は37団体ということでしたので、最後のところにある団体なのですが、新規の1団体が追加になりまして、今年度は38団体を認定させていただきました。以上、報告をさせていただきます。

教育長 報告が終わりました。このことについて、ご質問ご意見等はございませんか。

中尾委員 119団体が入っているというのは、橋本市はとても生涯学習が活発だということをすごく感じます。そこで、前回の会議のときに、見直し案としてありましたね。使用料等について。その見直しをする際に、もう一度、この社会教育団体というものがどういうものかという、そういう見直しもやっていかないといけないのではないかなと思います。例えば、人数にしても、橋本市は15名になっていますよね。15名というのは、それでいいのかどうか。5名のところもあれば、10名のところもあったりするので。1つの団体は15名入れないといけないとか、そういう形もそうですし、社会教育団体というものはどういうものかというのを分かって申請している団体がどれほどあるのかもわからないです。そういうのも、もう一度みんな

で考える、使用料のことだけではなくて、そういうことも含めて考えていく機会に
していただけたらと思います。

生涯学習課長

おっしゃるとおりでございまして、この前開催した社会教育委員会議でもそんな
話にもなりました。今まででいうと、わりと広く、うちのほうでも社会教育団体の
意味を捉えて、ある程度親睦団体的な団体等であっても認定してきたというのは、
本人たちは社会貢献していないのかもわかりませんが、地域とすればそういう
人たちがいるということ自体が宝というか財産になるということもあって、広い意
味で市民活動の活性化という意味もあったので、広く捉えてきたのかな、認定自体
したのかなというふうに思っています。おっしゃるように、先月報告させていただ
いた使用料の見直し、減免制度の見直しの中で、社会教育認定団体というだけで減
免にしたということがありますので、これは最終的にどうなるかわかりませんが、
絡めて社会教育認定団体の在り方についても社会教育会議の中で議論していこう
と、今のところなっていますので、ある程度のことをふまえて、今後計画してい
きたいというふうに思っております。

中尾委員

私たちこの資料をいただいて、こんなにたくさんあるのだということがとてもわ
かりやすく勉強になります。ですが、生涯学習というのは、市民一人ひとりがど
こかに入れるのですよね。できることなのですよね。それが目標だと思うのです
が。どういう団体があって、どういう活動をしているかというのは、入っている人
たちだけは知っていて。というのは、3年程前から社会教育団体同士の交流もして
もらっているんで、こういう団体もあるのだというのもちよっとわかったりしたと
ころが前進だったと思うのですが。その他の人たちは、まったくわからない人も大
変多いと思うのです。ですので、生涯学習、こういう自分の生きる力を年齢に関係
なくやっていきましょうということ、減らしていくとか増やしていくとか関係なし
に、そういう根本的なことをもう少しみんなにわかるような生涯学習、こういうの
をやっていけたらいいなと、そういうことを思って言わせていただきました。

生涯学習課長

おっしゃるとおりだと思います。認定団体それぞれの方の中の交流会というのは
させていただいたりするのですが、そもそも目的は、市民の方に広く門戸を開いて
参加してくださいという意味で認定するというものになりますので、当初の広報関
係といいますか、募集関係といいますか、お知らせについては行っていきたいとい
うふうに考えております。

教育長

よろしいですか。

中尾委員

ありがとうございます。

教育長

他にございませんか。

教育長

ないようでしたら、報告第3号はこれで終わらせていただきます。

教育長 報告第4号に入らせていただきます。令和2年度橋本市青少年補導員の委嘱及び任命についての報告をお願いします。

青少年センター長 報告第4号 令和2年度橋本市青少年補導員の委嘱及び任命について、橋本市青少年補導員規則に基づくもので、資料の補導員名簿は7月16日現在で、コロナウイルスの関係で三石小学校と応其小学校のPTAの会が遅れているため、3名の方が未定となっております。よって、一般補導員78名と県立・私立の学校教員14名に委嘱状を、そして、橋本市立の小中学校の教諭46名に任命書を交付しました。また全員に、補導員証を交付いたしました。任期のほうは、令和2年7月1日より令和3年6月30日の1年間となります。なお、委嘱・任命は、補導委員会総会で行う予定でしたが、今年度の総会は書面での決議・承認という形をとりました。よって、委嘱状・任命書・補導員証は各補導員に送付いたしました。以上、報告を終わります。

教育長 例年ですと、全員集まっていたいて任命書を渡すわけですが、今回は141名という多人数でございますので、会議は開かずに渡させていただいたという形になります。

この報告に対して、何かご意見ご質問はございませんか。

教育長 よろしいですか。

それでは、報告第4号を終わらせていただきます。

教育長 続いて、報告第5号 令和2年度中3時点で年間30日以上欠席生徒の進学先での生活状況についての報告をお願いします。

教育相談センター長 よろしくをお願いします。

資料のほうは、後半の部分、後ろから4枚目をご覧ください。

令和2年度 中3時点で年間30日以上欠席生徒の進学先での生活状況ですが、本年度、新型コロナウイルスの影響により、正式に学校が再開となったのは6月1日からでした。そのため、調査も新入生以外は5月中に行いましたが、新入生については7月初旬に行いました。紀の川筋にある県立学校6校を訪問、貴志川高校については電話にて調査を行いました。中学3年時点で年間30日以上欠席のあった生徒について、高校へ進学してから過去4年間の様子について調査してまいりました。過去4年間ですので、卒業生、高3生、高2生、高1生について調査しました。

1ページ目、上段2行目の評価のところは、◎が順調に生活を送れている、○がほぼ順調である、△が不調であったり、転科・転学を行った生徒、×は退学となっております。元が元年度で昨年度、2というのは今年度です。また、右側の来談は、本センターが本人やその保護者・教職員から相談を受けた生徒を☆で示しています。派遣は学校へ出向きケース会議等で教職員へ助言を行ってきた生徒、そして、適指は適応指導教室に通ってきていた生徒を☆で示しています。3ページ目まで、

学校別に入学年度、個人のイニシャル、在籍科、出身中学、状況、評価の順に記しています。4ページ目をご覧ください。過去3年間に調査した評価の内訳を表にし、5ページ目にそれを円グラフで表しています。令和2年度は、◎が32%、○が25%で足すと68%となり、令和元年度の67%とほぼ同じでした。令和2年度において、退学者が5人で全体の8%であり、3年間でもっとも少なく、よい評価ができるところであります。

本センターと福祉部局（ハートブリッジ）と合同で訪問調査を行い、改めて気づかせていただいたことは、配慮の必要な生徒について、管理職を含めた先生方の生徒へのきめ細かな関わりや家庭環境等の把握ができており感心いたしました。

今後も保育・こども園から小学校、小学から中学校への引継ぎだけでなく、中学校から高等学校（県立学校を含む）へも加え、切れ目のない連携により、引継ぎや情報交流を密に行う等ことの重要性を再認識した次第であります。そのためにも、ハートブリッジ等の機関を含め、本センターがその一役を担えればと考えております。以上、ご報告させていただきます。

教育長 報告が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いします。

米田委員 ありがとうございます。ご丁寧に追跡調査をしていただいて、本当に感服しておるところでございます。

先ほどのGIGAスクール構想に絡めまして、3歩進んで2歩下がるではありませんが、整備ができましたら、希望するこれらの学生についてもこれらを活用していくということはいかがなものでしょうか。高校には進んでいるのですが、やり方のノウハウはちょっとわかりませんが、その対人的な問題も含めて、自分のところでそういったICTを使って中学校の授業をもう一度復習するということですね。何かそれを上手く絡めていける方法があればいいなと思うのですが。

教育長 おっしゃる意味はよく分かるのですが。

教育部長 現役のことですか。卒業生ですか。

米田委員 卒業生ですね。もう中学を卒業したのだけれど、もう一度中学1年生からでも希望するところからでもいいのですが、それらを使って、家庭学習ができないものかなと。

教育長 例えば、スタディサプリなんかは小4から高3までということで、結構大学進学等についてもかなり力にはなると。自分たちが配信しているのはそうなのですが、そこまでのフォローを市ができるかというところは、財政的にかなり難しいのかなと思います。県との相談で、こういう形で中学校時代不登校であった生徒の学力カバーというか、学力保障について、一度また県教育長あたりと相談させていただきますので、よろしくをお願いします。

米田委員 せっかくの ICT ですからね。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、報告第 5 号につきましてはこれで終わらせていただきます。

教育長 5 番目の付議事項は、本日はございません。
6 番目 その他、協議事項で委員さん各位、何かございましたらお願いします。

教育相談センター長 すみません。
私の資料につきましては、半分マル秘で、それぞれ部外秘でお願いします。

教育長 この進路につきましては、マル秘でよろしくをお願いします。

教育長 ございませんか。

教育長 ないようですので、事務局のほうで協議事項は何かございませんか。

教育総務課課長補佐 連絡事項につきまして、3 点ございます。
まず、次回の定例会につきましては、8 月 25 日（火）9 時から、教育文化会館 4 階、ここ第 5 展示室で開催させていただきたいと思えます。
次に、委員のみなさんにお世話になりました、伊都地方教育委員会連絡協議会、そして、和歌山県市町村教育委員会連絡協議会、それぞれの総会議事の書面決議につきましては、お手元の報告書の写しのおとり、賛成あるいは承認多数により、原案のおとり可決されましたことをご報告させていただきます。それぞれ、報告書裏表でコピーのほうを配布させていただいております。また、内訳につきましては、報告書のほうをご覧くださいと思います。
最後に、毎年開催されております和歌山県市町村教育委員会研修会、そして、和歌山県市町村教育委員会連絡協議会の研修会、合同で開催されておりますが、その前に、県の連絡協議会の事務局につきましては、令和 2 年度、つまり今年度より本市から有田市教育委員会のほうに引継ぎされております。その有田市教育委員会のほうから、研修会の開催日程等について、事前連絡がメールで届いております。メールの写しを配布させていただいております。その写しにありますように、開催日程として、予定として 9 月 3 日（木）の午後。開催場所としましては、白浜の古賀の井リゾート&スパ、旧の古賀の井ベイホテルのほうになります。新型コロナウイルスの対策として、例年と違い、半日の日程で参加人数も市町村 3 名までということで、規模を縮小して開催するという予定ということで連絡が来ております。正式な開催通知が届きますと、また委員各位にお届けさせていただきまして、参加についてまた調整させていただきたいと思えます。
私のほうから、3 点、以上でございます。

教育長

連絡事項ということで、3点、連絡がありました。

委員各位のご協力を得て、無事に市町村教育委員会の会長を終わらせていただいて、教育総務課課長補佐の尽力で有田市のほうへ移管ということでさせていただいています。ありがとうございました。

それから、県市町村の研修会、いつも1泊2日で古賀の井リゾート&スパでやっていたのが、こういうご時世ですので、半日開催、3名までということで、後日また具体的な案内が来ましたら、協議いただいて、3名ご出席いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。今のところ、まだ詳細は来ていませんので、ご案内ということでご理解いただいたらと思います。

米田委員

懇親会はないということなので、日帰りということでよろしいですね。

教育長

日帰りです。

教育総務課課長補佐

片道2時間くらいかかると思います。日帰りです。

教育長

4時間かけて、3時間会議という感じですか。

教育総務課課長補佐

そうですね。終わる時間は聞いていないのですが、4時か5時ぐらいまでになるのかなと思うのですが。

米田委員

それこそ、リモートでやればいいじゃないですか。

教育長

リモートでやればいいと思いますね。実際リモートでできるかどうかわかりませんが。

教育長

そういうことで、よろしくお願いします。

教育長

委員さんからは、特にございませんか。よろしいですか。

教育長

それでは、これで7月の定例会を終わらせていただきます。
ご苦勞様でした。ありがとうございました。

(午前10時05分)

署 名 委 員

